

「共同生活援助（ぷらむ）」利用契約書

（以下「入居者」といいます）と社会福祉法人虹の会（以下「事業者」といいます。）は、事業者が入居を希望する利用者に対して提供する障害福祉サービス共同生活援助（介護サービス包括型）（以下「ホームサービス」といいます。）について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、障害者総合支援法に基づき、事業者が提供するホームサービスの内容を明確にし、利用者と事業者の双方の理解と合意のもとにホームサービスが提供されることを目的とします。

（サービスの内容）

第2条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容のホームサービスを提供します。

- 2 ホームサービスの提供は、別紙「重要事項説明書」に記載された従業者が当たります。
- 3 事業者は、利用者の障害程度に応じ、生活環境・プライバシーの保護にも配慮して利用者が主体的に暮らせるよう支援します。
- 4 事業者は、利用者の食事に関し、栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに適切な時間に食事を提供します。
- 5 事業者は、ホームサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為を行いません。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の介護給付費支援決定期間満了日までとします。

- 2 本契約期間満了日以前に支給有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の支給有効満了日まで本契約は自動的に同じ内容で更新されるものとします。

（個別支援計画の作成）

第4条 事業者は、入居者の個別支援計画を作成し、これに基づいたホームサービスを提供するものとします。

- 2 前項の個別支援計画について、事業者は次の各号の業務をサービス管理責任者に行わせるものとします。
 - (1) 入居者について解決すべき課題を把握し、入居者の意向を踏まえた上で、ホームサービスの目標及びその期間、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点などを内容とした個別支援計画を作成するものとします。

- (2) 前号の個別支援計画については、その内容を記した書面を入居者に交付・説明し、内容の確認ならびに記名押印を受けるものとします。
- (3) 個別支援計画にもとづくサービス提供の現況等については、少なくとも6ヶ月に1回、もしくは入居者の要請があった場合には調査・評価するものとします。
- (4) 前号の調査・評価の結果、個別支援計画変更の必要があると認められる場合は、入居者と協議して計画を変更することとし、その内容を記した書面を入居者に交付・説明し、内容の確認ならびに記名押印を受けるものとします。

(相談及び援助)

第5条 事業者は、担当者を設け、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(緊急時の援助)

第6条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。また、ホームサービスの実施及び安全衛生上の管理の必要があると認められる場合、入居者は、事業者及び職員が居室などに立ち入り、必要な措置を講じるものとします。

- 2 前1項のほか、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(健康管理)

第7条 事業者は、常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

(守秘義務)

第8条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を保持する義務を負います。

- 2 事業者は、従事者が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 4 事業者は、第6条に定める利用者の円滑な対処のため支援を行う際に、利用者に関する情報を提供する場合には、予め利用者の同意を得ることとします。

(情報の保存)

第9条 事業者は、入居者に対するホームサービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了後5年間保存します。

- 2 入居者は、事務所において、当該入居者に関するサービス記録を閲覧できます。
- 3 入居者は、自身に関するサービスの記録の複写物の交付を受けることができます。

ただし、複写に関しては、事業者は入居者に対して実費相当額を請求できるものとします。

(グループホーム利用規則の遵守)

第10条 入居者は、グループホーム利用規則を守るよう努めます。

(入居者のグループホーム利用上の注意義務)

第11条 入居者は、グループホームをその本来の用途に従って、利用するものとします。

(利用料金)

第12条 事業者は、第2条1項に定めるホームサービスに係る国の定める費用のうち、障害者総合支援法に基づく訓練等給付費等については、入居者に代わって市町から代理受領します。

2 入居者は、第2条1項に定めるホームサービスに係る費用のうち、市町から支払われる額を差し引いた別紙「重要事項説明書」に定める入居者負担額を事業者に支払うものとします。

3 入居者は、訓練等給付費以外のサービスを受けた際には、別紙「重要事項説明書」に定める所定の利用料金を事業者に支払うものとします。

4 第1項、第2項および第3項の利用料金のうち、月を単位とするものについては、入居者が月の初日以外の日当該サービスの利用を開始した場合、あるいは、月の末日以外の日利用を終了した場合は、該当月の暦日数を基礎として、利用日数の割合で計算した額を支払うものとします。

5 前項の他、入居者は、利用者の日常生活上必要となる諸費用の実費を負担するものとします。

(利用料金の支払方法等)

第13条 入居者は、ホームサービス提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の合計額を、月ごとに支払います。

2 事業者は、当月の利用料金の合計額の請求書を、翌月10日までに利用者へ送付します。

3 入居者は、当月の利用料金の合計額を、翌月25日までに金融機関口座引落にて支払います。

4 障害者総合支援法に基づく介護給付対象外サービスでその費用が入居者個人の消費にかかるものは、その都度清算するものとします。

5 事業者は、入居者から現金にて利用料金の支払を受けた時は、入居者に領収書を発行します。ただし、銀行振込の場合は、振込受付書を領収書に替えます。

(利用料金の変更)

第14条 第2条1項に定めるホームサービスに係る国の定める費用に変更があった場

合、事業者は当該入居者負担額を変更することができるものとします。

2 第2条1項別紙「重要事項説明書」に定める介護給付費以外のサービス及び第2条4項に定めるサービスについては、経済状況の著しい変化などのやむを得ない事由がある場合には、1ヶ月前までに入居者の同意を得た上で、利用料金を変更することができるものとします。

(契約の解約等)

第15条 入居者は、30日以上予告期間において文書で事業者へ通知することによりこの契約を終了することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、入居者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- 一 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき
- 二 事業者が守秘義務に違反したとき
- 三 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき

2 事業者は、利用者本人のホームサービスニーズの有無や共同生活に支障はある等、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を終了することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- 一 利用者が事業者へ支払うべきサービスの利用料金を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払がない場合。
 - 二 利用者が医療機関へ入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。
 - 三 利用者がこの契約を継続しがたいほどの不信行為を行ったと認める場合。
 - 四 天災、災害その他やむを得ない事由によりグループホームを閉鎖または利用させることができない場合。
- 3 利用者が契約期間満了以前に死亡した場合は、その時点をもって契約を終了することができるものとします。

(居室の明け渡しと清算)

第16条 本契約が終了する場合において、入居者はそれまでに提供されたホームサービスに対する第12条に基づく利用料金支払い義務及びその他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

(残置物の引渡し等)

第17条 事業者は、本契約が終了した後において、入居者の残置物がある場合、入居者、または法定代理人等にその旨を連絡するものとします。

- 2 入居者または法定代理人等は、前項の連絡を受けた後、3週間以内に残置物を引き取るものとします。
- 3 事業者は、前項に定める期間を過ぎても、入居者または法定代理人等が残置物を引き取らない場合は、適当な者に委託して、当該残置物を入居者または法定代理人

等に引き渡すものとします。但し、その引渡しに係る費用は入居者または法定代理人等が負担するものとします。

(損害賠償)

第18条 事業者は、ホームサービスの提供時に事故が発生した場合は、関係市町、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業所は、ホームサービスの提供時に、この契約の条項に違反し、又は事業者の責に帰すべき事由により入居者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

3 入居者は、故意または過失により事業者に損害を与え、または無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、または原状に復する責務を負うものとします。なお、損害賠償の額は入居者本人の心身の状況を考慮して減免出来るものとします。

(苦情解決)

第19条 入居者又はその家族、後見人等は、事業者が提供したホームサービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口で苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、迅速かつ適切に事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について入居者又は家族、後見人等に文書で報告します。

2 事業者は、入居者又はその家族、後見人等が苦情申立てをした場合に、これを理由として入居者に対し、一切の不利益を与えません。

(法定代理人)

第20条 事業者は、入居者に対し、法定代理人を求めることがあります。ただし、社会通念上、入居者に法定代理人をたてることのできない相当の理由が認められる場合は、身元引受人を求めることとします。

2 法定代理人は、この契約に基づく入居者の事業者に対する一切の責務につき、入居者と連帯して履行の責任を負います。

3 法定代理人は、次の各号の責任を負います。

- 一 入居者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に行われるように事業者協力すること
- 二 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して入居者の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること
- 三 入居者が死亡した場合の遺体の引取り、遺留金品の処理その他必要な措置。(家族及び身元引受人)

(協議事項)

第21条 この契約に定めない事項について疑義が生じたときは、事業者は障害者総合支援法その他の関係法令に従い、入居者、家族、後見人等と誠意をもって協議するも

のとします。

上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、入居者又は法定代理人又は身元引受人及び事業者が記名押印の上、各自その1通を所持します。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所 〒 _____

氏 名 _____ 印

法定代理人等（成年後見人・身元引受人）

住 所 〒 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

事 業 者 住 所 〒910-0017

福井市文京5丁目27番32号

名 称 社会福祉法人虹の会

理事長 稲木昭太 印